

第25期 軽井沢町農業委員会 第8回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 13時30分</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第8回総会を始めたいと思います。</p> <p>最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。まず2月5日に当町にも降りました雪に関しましては、10年前の大雪以来の積雪20センチ以上を観測しました。町内では人災はございませんでしたが、農業用ビニールハウスが倒壊した連絡が町にありまして、急遽ではございましたが、委員の皆様にも各地区の見回りをお願いいたしました。被害箇所をご報告いただいた委員を含め、ご対応いただいた皆様に感謝を申し上げます。</p> <p>さて、2月に入りまして例年より気温が高い日が続いております。これも温暖化の影響なのか春の訪れを感じる季節も早く到来しているのではないのでしょうか。このような環境の変化が生じておりますが、食料の安定的な生産に向けて、皆様には本年の農作業に一層のご尽力をお願いするものでございます。本日は総会終了後に御代田町農業委員会との交流会を開催いたします。本来であれば当町の農業委員会が主催で令和元年に開催する予定でありましたが、災害及び新型コロナウイルス感染症拡大等により中断しておりました。6年振りの開催となりますのでご出席いただく委員の皆様におかれましては御代田町農業委員会の委員と親睦を深めていただき、耕作者減少に伴う農業の広域化や現在取り組んでおります地域計画等につきまして忌憚のない意見交換ができればと考えております。欠席の委員の皆様も来年は御代田町が当番となりますので、積極的なご参加をお願いいたします。</p> <p>本日、岡沢補佐や町側より佐藤係長がご出席いただいております。</p> <p>JA 関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第25期軽井沢町農業委員会第8回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、14名全員の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、3名の出席でございます。佐藤一之推進委員、井出千恵子委員、片山</p>

	<p>晃委員、中里晃委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号1番の土屋史彦会長代理と議席番号9番の市村正喜委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。次に、議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから8ページをお願いします。_____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は_____になります。それでは、申請書に基づき説明させていただきます。番号1について、申請人の_____ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____です。_____は、_____、_____に_____のある、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。</p> <p>権利設定の内容は、_____による_____となります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____の_____は_____で_____を_____しましたが、_____は_____に_____していることもあり、_____より_____については_____である_____に_____もございまして、_____との_____も_____したことから_____を_____を_____ものでございます。_____は、_____が_____を_____している_____で、_____、_____などの_____になります。_____についてはそのまま_____した_____を_____</p>

	<p>することは____では____でございますが、____に____させた__に____することを____とすれば____の____や____は____となります。____は____も____されておりますので、この____に____いたします。</p> <p>大型農機具関係ですが、____、____となっております。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、____、____います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、____、____、となっております。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、____となっております。常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係ですが、問題ございません。次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域への影響ですが特に問題ございません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。議案第1号番号1について担当委員より説明をお願いします。はい、土屋会長代理</p>
土屋会長代理	<p>議席番号1番の土屋が議案第1号番号1について補足説明をいたします今回、____なく、____のみということなので、____は____、____での____をいたしました。____の____に____が____を行いました。____は____から____に____の____という____の____があるんですけれども、その____、____の____にあります。申請の経緯ですけれども、____の____の____と____の____は____でもあり、____は____に____いますが____はしておらず、____もないことから、____を____が____の____を____おります。____になり____をする____で、____が____を____と、____は____に____を____してしまい、____が____ということで____の____という____で____がまとまりました。____で____の____を____は____と____が____している____が____しておりますけれども、____が____を____までは____がだいたい____して、____とか____に____があったんですけれども、____が____からは____がされまして、____としては____によかったのかなと____おります。____を____し、____に____と____いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>遠山推進委員、何か補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今事務局及び担当委員の説明がございましたが、議案第1号番号1、につい</p>

	てご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。) <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決し、許可します。次に議案第2号「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
青木事務局長	次第5ページをお願いします。農地パトロールによる非農地判断についてご審議をいただくものです。 <p>畑、__筆、_____m²、田、__筆、_____m²、合計で_____m²でございます。判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。非農地の判断について、何かご質問等はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。なければ次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。
土屋会長代理	農協関係は私から報告します。今後の事業予定ですが、3月8日15時予冷運営委員会の総会が開催されます。それから3月15日、こちらがまだ時間が未定ですけれども、野菜部会の総会が行われます。今回、新旧役員の交代という形になります。それからまだ日程が決まっていなくても、軽井沢町野菜価格安定対策運営協議会が3月中にやる予定では考えているということです。

市村初仁議長	JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（２）支援センター関係について岡沢補佐お願いします。
岡沢補佐	2月9日に信毎でも取り上げていただきましたけれども、軽井沢町の小中学校で有機米の給食の日ということで、委員の皆様の中でも依田委員さん、遠山委員さんですが学校給食応援隊の皆さんがですね、いろいろご協力いただいて町内のシェフによるレシピと合わせた給食を実施したということであります。将来的には有機農産物を利活用したいということで、県のほうで食の地域内推進コーディネーターを使ってやっているところではありますけれども、特に軽井沢町産の作物にこだわった、地産地消というところを目途にですね、また学校給食応援隊の皆様のご協力が必要ということで、こういう取り組み身は年間6回はやっていきたいという話をされておりましたので、ご承知ください。
市村初仁議長	ありがとうございます。ただ今の岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。はい、依田委員。
委 員	さきほどご説明があった学校給食応援隊の関係なんですけれども、地産地消ということで、軽井沢町の野菜を使って子供達に軽井沢だからこその最高のクオリティの高い食育をとるという感じで進めているのですが、野菜を出す農家さんがすごい少なくて集めるのにすごい苦勞しているのも、もし提供していただける方がいたら、もし委員の皆様でなくても知っている方がいたら勧めてもらって、なるべく学校給食のほうに野菜を出していただけるように声をかけていただけたらありがたいです
市村初仁議長	各委員の皆様ご協力をお願いいたします。他にございますでしょうか。なければ次に3) 町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	町からになります、資料はございませんが2点ほどお願いいたします。一点目ですが、1月の総会時に地域計画の会議の日程についてお話をさせていただきました。3月の第2週で開催したいことをお伝えしたのですが、3月19日火曜日、15時から予定しております。営農支援センター会議ということで、委員の皆様、区長の皆様、農協関係の皆様をお呼びしておりますのでよろしくをお願いいたします。それともう一点、農協の予冷库にある産地管理所という建物があるのですが、昭和56年から供用開始しております、土壌診断とか会議を行っていたわけなんですけれども、土壌診断は近年は行われておらず、会議もされておられませんのでこの3月議会に廃止という形で、提案をさせていただきますのでご承知をお願いいたします。

市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。はい、柳澤委員。
委 員	議席番号 8 番の柳澤ですが、産地管理所は廃止した後はどうするのか。
佐藤農林振興 係長	建物は残ることになります。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。はい、儘田推進委員。
委 員	3 月 1 9 日の会議は地域計画の会議でしょうか。
佐藤農林振興 係長	営農支援センター会議という会議で委員の皆様、農地のある区長様等にお集まりいただきまして、地域計画で各地区で開催した「協議の場」の今年度の総まとめで状況報告などをさせていただく会議となります。
市村初仁議長	はい、岩井朗浩委員
委 員	通知は出ますか。
佐藤農林振興 係長	町長名で通知します。委員の皆様は全員ご出席をお願いします。
市村初仁議長	それでは営農支援センター会議については詳細を記載した文書を通知いたしますので皆様ご出席をお願いします。他になければ次に（4）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第 6 ページをお願いします。「説明する。」 農業者年金につきまして、お手元の年金加入推進ニュースと農業者年金加入推進記録簿をご覧ください。今月は農業者年金加入推進強化月間です。配布した農業者年金加入推進記録簿は、農業者年金に加入できそうな方に委員の皆様で戸別訪問をしていただき、加入推進した方のお名前を記入して事務局にご提出いただくものでございます。農業者に年金加入を推進することは委員の皆様の役割であることをご理解ください。農業者年金は国民年金に加入、年間での農業に 6 0 日以上従事している、6 0 歳以下などの要件をクリアできればどなたでも加入できます。6 0 歳以上でも 6 5 歳まで期間を延長して加入できる措置もございます。別紙の名簿は各地区で加入できそうな方をまとめております。この方々に推進する時は国民年金に加入しているかどうかの確認をお願いいたします。名簿に記載している方以外でも該当者がいれば、それぞれに推進をお願いします。皆様の実績により、3 月末に報償金を口座に振り込みをさせていただく予定でおりますこと

<p>市村初仁議長 委員</p>	<p>をご報告いたします。</p> <p>次に農地賃借料情報についてですが、毎年農業委員会では農地の賃借料の目安をホームページや広報等で公表しております。令和6年4月からの賃借料に関しては令和5年1月から令和5年12月分までの1年間で農地法や利用権で賃借設定した農地の金額を基に算出いたしました。10アールあたりの単価となりますので別紙をご覧ください。役員会でもご審議いただきまして、田が5千円から1万円程度、畑が6千円から1万3千円程度となります。各地区の平均額、最高額、最低額も記載してございますのでご確認をお願いします。昨年と同程度のコストとなります。それと、別紙のカラー刷りの資料をご覧ください。こちらは農地の賃借は令和6年度末で地域計画が始まることに伴いまして利用権が廃止になり、令和7年4月から農地賃借は原則として農地バンク、中間管理機構となることのご案内です。その手続き等については現在でも農林振興係が担当しておりますので継続となりますが、別途お知らせをさせていただく予定です。</p> <p>最後に、皆様に一つご相談させていただきたい件がございます。農地の保全についてでございますが、依田農政部長もご出席しています自然保護審議会の関連となる自然保護対策要綱についてでございます。現在、その要綱を見直している段階でありまして、依田農政部長が出席している会議とは別で庁舎内での見直し検討委員として佐藤農林振興係長と私が農政に関する部分の担当で出席しております。軽井沢町は宅地化といいますか、不動産業が活発な町でありまして、農地転用の件数も、ここ2年程の件数が例年より3倍ほど増えております。このままですと、農地転用の件数がさらに増加することが懸念される為、何とかこの要綱の見直しに合わせて農地を保全する仕組み作りができないか模索しております。先日の役員会では同様の話をさせていただいて、一つお話があったのが、農振農用地は原則農地転用は不可となりますが、ただ隣接箇所については農地もあるんですけども、農地ではない箇所もあるというような状況でございます。その中でどうしても農振からはずれてしまうとですね、今町が樹木を極力残してというような指導もあるんですけども、その成長した樹木が農振農用地内の農地に影を作ったり、樹木の葉が農地に落ちたりして、農作物の生産に影響を及ぼしている為、土地所有者のご理解をいただいて樹木や枝を伐採して影響がでないようにしてもらえないかのご意見がございました。現在、耕作者が減少する中で、どの程度農地を保全していくことができるのか、要綱は昭和47年から適用し、建物の建ぺい率や容積率などは法律の基準を超えて制限して行為者に順守していただいているような町の特徴がある内容となっております。地域計画の関連も進めている状況ではありますが、農地保全策についても皆様からご意見を頂戴できればと考えております。</p> <p>ありがとうございました。ただ今の説明に対して、はい、依田農政部長</p> <p>私が自然保護審議会の場でも申し上げたのですが、馬取の圃場整備を進めている中で、貴重な植物が見つかった関係で、それを守ろうという方たちが、この</p>
----------------------	--

<p>青木事務局長</p>	<p>農地を開発するとその植物がなくなってしまうので、工事は中断してもらいたいとの申し出があったんですけども、私は農業委員会の代表として出ているので、農地を保全することがその植物を守ることだけの為に動いてしまうと、農地を保全することができなくなってしまうので、農業委員の代表としてそれはちょっと私達は農地を保全することを頑張っているので、そちらのほうもちゃんと考えてもらいたいとの意見は述べました。ですのでそういう場で、貴重な植物を守るのも必要なですけども、やっぱり農業も自然の一部として考えれば、圃場整備も農業を守っていくには大切なことなんじゃないかということで、とても複雑なところはありますね。農地保全の町独自のルールがあれば良いのではないかと考えます。</p> <p>今依田委員がおっしゃるように、使われていない農地であれば、今ご説明がありました植物保全の為に農地転用をしてもいいのではないかとか、植物園にしても良いのではないかとのご意見もでているところはございます。こちらについてもこの場所はこれから基盤整備をかけて耕作を行う場所だということで所有者の方にご理解をいただいてやっていくところです。どうしてもですね農業とは関係のない団体さんとかですね、そういった考え方に特化した方にしてみれば、その考え方が一番だということで、こちらにプッシュしてくるような状況でございます。それに対して農業委員会の代表として自然保護審議会に出席されてご意見を出していただきました、依田農政部長には感謝申し上げます。それでは使われていない農地を耕作すれば保全できるのではということなんですけども、各地区の耕作者も頑張っている状況ではありますが、耕作者自体が減少していく中で例えば独自のルールを作って、農地を保全した場合には誰が耕作するのかといったことは課題としてでてまいります。所有者にしてみれば耕作できないから農地転用するというのが現状です。参考に新規就農するには2年間、農業大学校や農協など研修を受ける必要がありその間は自分で農地を借りたりすることはできません。それ以外に農業委員会の役割として新規参入の受け入れということで今日はこの後に御代田町との交流会もあるわけなんですけれども、さきほど会長ご挨拶がありましたように、広域で外部の耕作者に参入してもらうことも耕作する農地を増やしていく一つの手段ではないかと考えております。どうしても2年間の研修は少し長い就農までのステップであることから、是非皆さんのお知り合い等で他町村の方でも良いので農業を始めたいという方や若しくは私が申し上げた新規就農者は国からの補助金を受給したい方となる為、2年間の研修は必要ですが、補助金の枠とは別で委員の皆様のご支援のもと、補助金を受給しない就農希望者がいれば2年間の研修は不要でありますので農地貸借をあっせんして、耕作をお願いしたいものでございます。いろいろご説明をさせていただきましたが、このようなことを発端にして、2期目を迎える第25期農業委員会活動で現場の見回り等の際に何かお気づきの点等がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。</p>
---------------	--

市村初仁議長

農地保全を目的とした独自ルールや条例は難しい問題ではございますが、何かお気づきの点等があれば事務局にご意見を伝えてください。他に全体を通して何かございますでしょうか。なければ一点、私から皆様にご報告がございます。本日、軽井沢町が当番で御代田町との交流会が開催されますが、来年は御代田町が当番となります。この交流会は以前より日程をお知らせしているわけでありまして、つきましては皆様極力ご協力いただいてご出席をお願いします。軽井沢町の行事日程をこなしていく中で、農業委員会活動を進めていきたいと思っておりますので、できる限りご協力のほどよろしく願いいたします。それでは、第25期軽井沢町農業委員会第8回総会を閉会といたします。

大変お疲れ様でした。

閉 会 14時35分

